

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地域環境保全基金事業にかかる経費(旅費)の認定及び通知等による明確化

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、高知県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。

具体的な支障事例

職員旅費は、県内各地で普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、環境省が示した地域環境保全基金質疑応答集において、基金事業の対象経費として認められないとされており、念のため環境省にも問い合わせたが、同様の回答であった。このため、今年度事業の実施に要する職員旅費については、基金の県独自上乗せ部分を活用して捻出する予定であるが、来年度からは、上乗せ分がなくなるため、対応に苦慮している。

本県では過去に「地域グリーンニューディール基金」を活用した事業を実施しており、同基金では職員旅費も事業経費として認められていたことから、地域住民への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現状の運用には疑義がある。

また、地域環境保全基金の財源については本県も2分の1を負担している状況であり、県議会をはじめ、関係各所から職員旅費に対する基金充当について意見や問い合わせ等があれば、合理的な運用理由を説明する必要があるが、質疑応答集の内容は交付要綱の規定からは読み取れず、運用の根拠として不安を感じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・事業に必要な経費について基金を活用することができることから、本県の予算の適正な執行に寄与する。
- ・旅費の一般財源から捻出するのであれば、予算編成や執行管理にかかる事務が生じるが、その事務が省略化される。
- ・運用根拠が明確になれば、適正な事業実施に寄与する。

根拠法令等

地域環境保全基金質疑応答集 No.12

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟県、兵庫県、宮崎県

○当県では、これまで職員旅費を必要とする事業への基金充当はなかったが、今後、職員旅費を必要とする事業を実施予定であり、基金充当が認められなければ、地元等との調整等が困難となり、必要な事業の実施自体

が困難となる恐れがある。このため、事業実施に係る職員旅費を、基金の対象経費とすべきである。
○職員旅費は、普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、財政状況が厳しくなる中、一般財源の確保に苦慮している。
○地域住民への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現状の運用には疑義がある。職員旅費についても事業経費として認められることで、地域環境保全基金のさらなる有効活用に寄与すると考えられる。

各府省からの第1次回答

地域環境保全基金事業については、その交付要綱において「地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開するための事業に要する経費」を支弁する、としている。
また、平成3年事務連絡において「地域の環境保全に関する知識の普及、啓発又は住民等の環境保全実践活動の支援等のソフト事業を継続的かつ着実に行うことができるよう、安定的な事業費財源を確保する」ことを目的とするとし、「職員の給与等事業費たりえないもの」については対象外とする旨通知している。
以上から、対象費目の考え方については、その当初から、地方公共団体職員の人件費、事務費、旅費等の管理費を原則対象とせず、事業費に充てることとして運用を行ってきたものであるが、要望を踏まえ、また、制度開始当初からみて連関・複雑化している地域の課題や社会の変容による新たな地域の環境保全に関する取り組み等について積極的に支援を行う必要があることから、事業施行のために直接必要な地方公共団体職員における事務費、旅費に要する費用も対象とするものとし、その旨事務連絡で周知したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和元年度事業から充当できるよう、なるべく早期の対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

早期に周知できるよう努めたい。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(4) 地域環境保全基金事業

地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。